広報 あびこ

第118号
昭和37年8月16日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242

昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

◆◆◆8月の納税は◆◆◆

町県民税
健康保険税　の2期分です

町や県の事業、国民健康保険事業が円滑に行なえるよう納期限内に完納しましょう。8月31日午前9時から午後4時まで興陽寺で出張徴収をしますからご利用ください。

老人家庭へ奉仕員を派遣

県下では千葉市に次いで設置

こんど町では、老人福祉行政の一環として老人家庭奉仕員という制度を設けました。

この制度は、老衰や傷病などのため、自分自身の力だけでは生活をしていくことが困難な老人家庭に奉仕員を派遣し、身の回りのお世話をしてあげたり、身の上の相談相手になってあげたりして、いくぶんなりとも苦労や心配をなくしてあげ、余生を安らかに送っていただこうということが目的で、町および町社会福祉協議会が主体となって行なうことになったものです。

この老人家庭奉仕員については、七月の第二回定例町議会で必要経費の予算化を行ない、九月一日発足を目標として、老人福祉に深い理解と熱意のある奉仕員の人選にあたっています。

そこで、この奉仕員の派遣対象となる家庭はどういう家庭で、その奉仕の内容はどういうものかなどについて述べてみましょう。まず、奉仕員の派遣対象となる家庭は、老人家庭は三十八世帯あり、また、ボーダーライン層といって、保護を必要とする一歩手前にある老人家庭も十世帯ほどあります。したがって奉仕員は、これらの家庭を巡回をきたしている要保護老人家庭およびこれに準ずる老人家庭です。また、奉仕の内容としては、食事の世話、被服の洗濯や繕い、住居などの掃除や整理整とん、身の回りの世話、その他必要な用務を行なうほか、生活上あるいは一身上のことについての相談相手になってあげたり、助言を行なったりすることになるわけですので、本県における老人福祉行政の一つのモデルケースとしても注目されています。

なお、本県では、千葉市がすでにこの制度をとりいれており、本町は千葉市についで三番目です。

我孫子中完成間近

八月二十八日に落成式

【完成を間近にひかえた我孫子中学校新校舎】

一月十三日に起工式を行なってから七カ月、完成を急いでいた我孫子中学校建設工事も、いよいよ完成の域に達しました。八月五日からブルドーザーで校庭整地、同十日工事も、その全容を周囲の緑の森の中にくっきりとあらわしました。その姿は教育環境の良好さを思わせ、二学期から勉学にいそしむ生徒の満ちたりた様子が目に浮ぶようです。

町では完成を目前にした七月二十五日、最後の工程会議を開き、次の日程を確認しました。八月五日からブルドーザーで校庭整地、同十日工事完了、同十五日不動建設本社検査、同二十日須藤設計事務所検査、同二十四日県と町の検査、同二十六日建築物引渡し、同二十八日落成式。以上が工事完成までの予定です。

全日観K K 手賀沼の埋立てに着手

三年後には施設の一部を開業

全日本観光開発株式会社による手賀沼の観光開発は、事業計画の発表以来、大いに期待されながら今日までのびのびになっており、いっこうに事業の進展をみませんでしたが、八月十日午前十時から手賀沼公園において起工式がとり行なわれ、ようやく着工の運びとなりました。

その第一期工事として、水面の埋立て工事および護岸工事が工費約二億円、工期一年半、熊谷組の施工により、起工式に先だって七月中旬から行なわれています。現在はサンド・パイプ（埋立てるところへ泥土を送る管）の敷設と埋立てに必要な準備を行なっており、九月初旬からは、二百馬力のしゅんせつ船（水底の泥土をさらう船）によりいよいよ埋立てが始まることになっています。そうして、埋立て工事が進んだ来年の夏ごろまでには、第二期工事として、施設の建設に着手したいとのことであり、オリンピック・東京大会までには、施設の一部を開業したい方針だそうです。

この工事に伴い、いろいろな資材や器材が運ばれてきますが、これについて会社では「無事故」をモットーとして極力短期間で処理していくよう、十分な管理を行ないますが、危険や迷惑がかからない工事関係者にも事故防止を厳重に指示したそうです。町民のみなさんも、資材置場に近よったり、資材にのって遊んだりして、事故を起こすことのないようくれぐれも注意してください。

公団団地の開発に 現地事務所設置

湖北駅南側台地への日本住宅公団進出決定については、前号で詳しくお知らせしたとの方でご用がおありの方はおいでください。

なお、七月二十六日には、湖北駅通りの花島みつさん方（通称たまご屋＝中峠一、二六九番地）に宅地開発仮事務所を設けました。ここでは、公団の職員、町の職員、地元の対策委員が事務をとっています。土地所有者など関係者がおりですが、その後、用地の買収、契約などの事務のため中峠下公民館で地区委員の全体協議会を開き、日本住宅公団から東京支所長が出席され、宅地開発についての説明がおこなわれました。

みんな受けよう〝結核健康診断〟

9月中旬から2回に分けて実施

「結核健康診断をなぜ受ける必要があるのだろうか？私は健康体なのに――」こんな疑問をもたれている方があることと思います。

次の三つの表でもおわかりのように、結核は恐ろしい病気で、一家を滅亡させることもあります。下の表では、健康体である三千人のなかから十人程度が最高です。職場や学校などでは、年に一度必ず結核健康診断を実施していますが、農家や商店などはそれが行なわれなかったため、重症になるまで気がつかずにいるわけです。このような場合に家族感染が急速に行なわれているわけで、ここにも「年に一度必ず結核健康診断を受けることは、自分自身の健康を守ることはもちろんのこと、明るい健康社会をつくるためであり、社会人として必要なことなのです。

ことしも九月中旬から十月末にかけて結核健康診断を行ないます。

元に個人通知を送りますが、通知が届かない方もぜひもよりの会場で診断を受けてください。実施日程等は次号でおしらせします。

家族感染	56.6%
同居人感染	3.1%
職場感染	13.5%
学校感染	3.6%
その他感染	23.2%

前年の調べ	1年後の調べ
病気にかかっている人 100人	80療養中、19人治ゆ、1人死亡
病気にかかるかも知れない人 100人	10人発病（7人が30才以上）
健康な人 3,000人	10人発病（8人が30才未満）

感染発病しますと、左の表に示すとおり、浸潤の症状を現わします。この間が約半年から一年かかるわけです。しかし、この期間に発見して早期に治療を行ないますと、三十人のうち二十九人は完全になおります。一年以上知らずに放置して次の慢性症状になりますと、なかなかなおりにくいばかりでなく、完全装止工事が行なわれておりこの工事と並行して子の神通りのU字溝敷設工事（四百五十六メートル）が行なわれています。

感染 ⇄ 浸潤 → 変性 → 空洞 → 瘢痕石灰化
（完全治ゆ）
→ 乾酪化

公園通りの舗装工事完成

公園通り第三期舗装工事は梅雨にたたられ、予定どおり工事が進まず、おくれがちでしたが、このほど完成し手賀沼に通ずる全延長が舗装されました。この工事に次いで、八月上旬には久寺家通りの舗装工事が行なわれており、この工事と並行して子の神通りのU字溝敷設工事（四百五十六メートル）が行なわれています。

利根川で四小児童水死

再び水難事故防止を喚起

水難事故防止については、すでに何回か注意を喚起し、特に前号では手賀沼、利根川、古利根など、町周辺の川沼での水泳を全面的に禁止するとともに、水の犠牲者を一人も出さないよう、皆さんに協力をお願いしたところですが、ついに当町からも水の犠牲者を出してしまいました。

さる八月五日午後三時三十分ごろ、取手町側常磐線鉄橋下の利根川で、四小六年生の小熊精太郎君（父＝小熊精一）は、おとうさんたちと水泳中に行の我中一年生の中丸敏郎君（父＝中丸三郎）とともに分ごろ、取手町側常磐線鉄橋下の利根川で、四小六年生の小熊精太郎君（父＝小熊精一）は、おとうさんたちと水泳中に行の我中一年生の中丸敏郎君（父＝中丸三郎）とともに協力をお願いしたところですが、ついに当町からも水の犠牲者を出してしまいました。

さる八月五日午後三時三十分ごろ、取手町側常磐線鉄橋下の利根川で、四小六年生の小熊精太郎君（父＝小熊精一）は、おとうさんたちと水泳中に行の我中一年生の中丸敏郎君（父＝中丸三郎）とともに引き続き六日も早朝から捜索を行なった結果、同日午前十一時三十分ごろ、鉄橋から約二百メートルの下流から永遠に帰らぬ人となって発見されました。

この水難事故は、おとうさんといっしょだったのに起きたということに大きな問題があると思います。恐らくおとうさんは、水泳につれてさえ深みにはまっておぼれてしまい、通行中の人がこれを発見して救助にあたり、中丸君はん悲惨な死に方をさせずにすんだろうにと、後悔の念にかられていることでしょう。

この水難事故の原因は、なんといっても危険な利根川で泳いだこと、それに小熊君はたいして泳ぎができなかったこと、さらに、おとうさんのそばから離れたことだと思います。このことでもわかるように、水難事故をなくすには、なんといっても危険な川沼などでは泳がないということです。そのために町では、利根川や手賀沼での水泳を全面的に禁止したわけですから、再びこのような水の犠牲者を出さないよう、くれぐれも注意してください。

農業委員の担当区域決まる

農業委員の担当区域が、次のとおり決まりました。

したがって、今後農地を移動するとき、つまり、所有権の移転、使用貸借、賃借権、賃貸借の契約解除、所有者の農地転用、売買による農地転用などの手続きをするときには、地区の担当委員に申請内容の事由をお話しのうえ、農業委員会事務局に申請書を提出してください。

このように、農業委員の担当区域を決めたのは、地域代表である農業委員が、土地状況や権利義務者の関係などをよく知っているからであり、また、後日紛争など起こらないようにするとともに、農地は優良農地として保全するためです。

氏名	担当区域
洞毛　三郎	岡発戸新田、下ケ戸の半分
戸辺　常雄	新木（上）
小池　敏雄	新木（下）
海老原秀夫	中峠（上）
平井　正一	中峠（下）
増田　信雄	日秀
増田　毅二	中里
増田　義男	中里
深山　巍一	古戸
広瀬平三郎	本町、二丁目、大和町、三丁目 発作
斉藤　一郎	布佐下三、四
斉藤　進	布佐下一、二 浅間前
石井　諦造	上町、仲町
新堀　要	江蔵地、布佐台
秋谷　好治	我孫子、我孫子新田
荒井　治郎	高野山、高野山新田
鈴木栄太郎	根戸、根戸新田
海老原丈助	青山
野口　欽	久寺家、土谷津
渡辺　平	都部新田、下ケ戸の半分
渡辺　常吉	岡発戸、都部
大井　明	柴崎

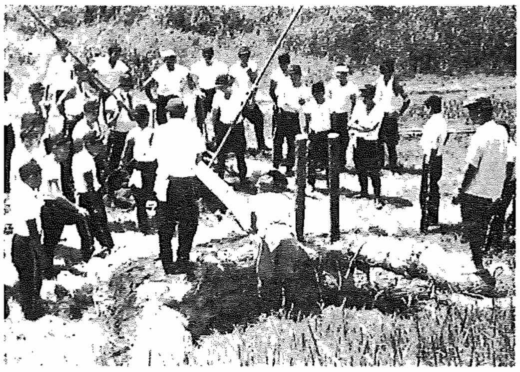

【堤防の漏水を防ぐ「月の輪工法」】

水の守りはだいじょうぶ

水防訓練行なわれる

利根川の右岸に細長くのびているわたくしたちの町は、台風シーズンがくると、利根川の水位に一喜一憂することが、いつものならわしのようです。

水害を防ぐには、堤防が強固であることが第一の条件ではありますが、それと同じ様に地元の水防態勢に万全を期しておくこともたいせつなことです。

町では、出水期に備え七月二十六日に中峠下地先の利根川堤防で、消防団の班長以上百四十八名が参加して水防訓練がおこなわれました。訓練は松戸土木出張所の指導で、午前八時三十分から正午まで炎暑のなか、堤防を補強するための各種の工法訓練がおこなわれました。

写真は「月の輪」と呼ばれる工法で、堤防に穴があき水が流れ出た場合に、その穴がそれ以上大きくなることを防ぐための工法です。月の輪と呼ばれるのは土俵が半円におかれるのでこの名がつけられたといわれています。

美しい話題

○…我孫子九町内の三同理研KK（工場長・佐々木勇氏）から、困っている家庭のこどもさんにあげてくださいと、かわいいベビー靴百二十足がおくられました。さっそく、生活保護、要保護家庭のこどもさんに配分しました。

○…我孫子十七町内の原呉服店主、原力三郎氏から衣類百五点の寄贈がありましたので、やはり生活保護世帯などに配布しました。

○…布佐気象送信所長・渡辺三郎氏が七月二十二日病気でなくなられましたが、妻ハツさんから、亡夫の遺志ですといって、役場へ五千円送金されました。

これは、生前の渡辺三郎氏が、身寄りのない老人に深い関心を寄せており、何か老人福祉に役立ちたいと考えていたので、ハツさんが老人福祉のためにとおくられたものです。社会課では、身寄りがなく一人さびしく余世を送っている多くの老人のため、このお金を使いました。

〃不時〃の事故に〃労災〃保険

労災保険は労働基準法の適用をうける全事業（他人を一人でも使って行なう事業に対してはすべて労働基準法が適用されます）をその適用の対象としています。

だからといって、あらゆる事業所が労災保険に入らなければならないかというと、そうではなくその事業の内容によって、「強制適用事業」と「任意適用事業」に分けることができます。強制の方は保険に入らなければならず、任意の方は事業主の希望によって加入するか、しないか決めることができます。

ひとくちに事業といってもその種類はいろいろあり、災害のおこる率も千差万別ですが、そのうち事業の内容から比較的災害の多い事業については、事業主の意志にかかわりなく労災保険に加入しなければなりません。

これが強制適用事業で次のような事業がこれに該当します。

▼製造、加工、修理などをする工場・電気商ガス業・鉱業・土石採取業・運送業など常に五人以上の労働者を使用する事業所

▼土木建築業・貨物取扱業・林業など常に一人でも労働者を使用しているか、一年以内に延三百人以上の労働者を使用する事業所

▼原動機の定格出力二・二キロワット（三馬力）以上使う工場で常に労働者を使用する事業所。

▼原動機の定格出力の合計が一・四キロワット（二馬力）以上を使って、主として製材、針、釘などの製造、金属加工印刷製本、製綿などを行なう事業所で常に労働者を使用する事業所。

▼一定の危険有害作業を行なう事業で、常に労働者を使用する事業所。

なお、この強制適用事業は事業の性質によって「継続事業」と「有期事業」に分かれ保険加入手続きも異なりますが、この点の説明は省略します。

以上説明したとおり強制適用事業は当然労災保険に加入していなければならないわけですが、加入手続きのしていない事業所が多いようです。

労災保険に加入していない場合は、事業主や事務担当者が処罰されることがあり、もし災害が発生したときには補償費の支給を受けることができず、事業主は労働基準法の規定により、自から補償をしなければならないことになります。

とくに中小企業では、この手続きをしていないため災害が発生しても保険給付を受けられず、事業主が自分で災害補償をするため経営が困難になったり、事業主に資力がないため労働者が悲惨な生活に追いこまれた例がたくさんあります。

強制適用事業であるにもかかわらず未加入の事業所は一日も早く手続きをとり、労災保険へ加入してください。また、任意適用事業であっても労災保険への加入をおすすめします。

あたらしく加入する場合は所定の用紙が商工会に用意してありますからお申し出ください。職員が説明し事務の代行もしております。

わからないことがありましたら役場産業課または商工会事務局へお問い合せください。

優良駅として表彰される

清掃模範駅に指定

我孫子駅

我孫子駅長
鏑木正雄

我孫子町のみなさん、わたくしが我孫子駅長を拝命して六ケ月になりますが、その間我孫子町の玄関口にふさわしい駅として、みなさんから親しまれるよう、また、みなさんへの奉仕を一時も忘れぬよう駅員を指導し、案内に清掃に努力してきました。

赴任早々構内通行をお断わり願ったため、みなさんにご不便をかけましたが幸いご協力を得ましたので傷害事故の心配がなくなり、乗車秩序が維持されていろいろな点で明るくなりました。五月上旬三河島駅構内に起りました事故では、みなさんに多大のご迷惑と不安をあたえ何とも申し訳けありません。

当駅は成田線の始発駅になっており踏切り道も三ケ所あり、すこしの油断で事故発生の危険があります。そこで、駅員の執務を厳正にし、作業にあたっては全力を集中して事故をおこさぬようつとめております。

東鉄局では六月中旬管内全駅の総合点検をおこない、駅長の人事管理、客扱い、運転安全、清掃などがじゅうぶんな態勢になっているかを審査しました。その結果、我孫子駅は常磐線で最も整備された駅であると発表され、管内二百七十八駅中二十二駅が表彰を受け、我孫子駅はその中でも上位の成績で、常磐線ではただ一つの受賞駅でした。

つづいて、当駅は清掃模範駅に指定されましたが、これも駅を利用するみなさんのご協力によるものと深く感謝しております。

しかし、わたくしはこれをもって満足しているものではありません。毎日駅内を巡回して設備に清掃に除草につとめ、ホームの照明も螢光灯にしようと関係方面に要求しましたが、予算の関係と駅の収入が少ないため上りホームの一部だけが設備されました。

今後とも螢光灯化を申請し二、三年のうちには全部を完全にしたいと思っております。

みなさんも駅の設備や駅員の態度にお気付きの場合は、えんりょなく駅長に改善のご意見をおよせください。

常備消防　望楼工事順調に進む

長雨のため工事がおくれ心配されていた望楼工事も、その後天候にめぐまれ工事は順調に進んで、すでに二十数メートルの高さになり、あと一息の完成に突貫工事が進められています。庁舎工事は八月六日に材料検査が終わり、本格的な工事に入っています。

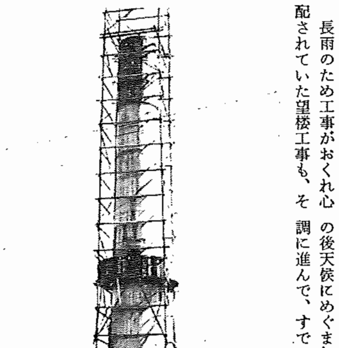

人事

◇退　職（6月30日付）
社会課　書記　井上　勇
保健課　書記　鈴木　久蔵
（7月5日付）
社会課　書記　近藤　登喜

◇異　動（8月6日付）
（　）内は異動前
社会課戸籍主任（総務課、書記）　吉田　善明
総務課（税務課）　書記　土屋　忠男

日赤募金 29万余円集まる

五月から皆さんにご協力をお願いしておりました日赤募金運動も、日赤業務にご理解をいただいた結果、社員費、賛助費あわせて百パーセント二十九万二千二百四十円となりました。この募金は日赤千葉県支部に送られ、災害救護や医療奉仕など多くの社会福祉事業に役立っています。

皆さんにお礼とともにご報告いたします。

スーザレンズ善戦むなし

―東葛中部野球大会―

七月二十九日柏市営球場において、東葛中部野球大会が我孫子、流山、柏の三チームが集まり、リーグ戦によっておこなわれました。

我孫子からは、さきにおこなわれた町内野球大会の優勝チームスーザレンズが出場しました。

柏との第一試合は投手戦で柏は一回表のチャンスをのがせば、我孫子もその裏二死二・三塁のチャンスをのがす。その後、我孫子は五回、柏は七回に走者を出したが、それぞれ得点するにいたらなかった。九回柏は二本のヒットと盗塁により、一点をあげ、結局一対〇で我孫子は柏に敗れた。

第二試合も六対二で流山に敗れ、最下位になりました。

優勝は柏で、我孫子の雑賀投手は敢闘賞を受けました。

掲示板

スポーツ教室開く

教育委員会と体育協会の共催で、つぎのとおりスポーツ教室を開きますから、気軽にご参加ください。

【卓球教室】

▼**場所**　布佐小学校講堂
▼**日時**　八月十一日、八月十九日、八月二十三日、八月二十六日、時間はいずれも午前九時から午後四時まで
▼**申込先**　布佐中飯島和治
最終日には練習試合があります。

【陸上競技教室】

▼**場所**　湖北中学校校庭
▼**日時**　八月二十四日から二十七日まで、時間はいずれも午前九時から午後四時まで。
▼**申込先**　湖北中増田昭
最終日の二十七日には記録会を開く予定です。

なお、昼食、タオル類、着換え、卓球の方はラケットをご持参ください。

服装はあつい時なので、男子はランニングシャツ、パンツ、女子は半そでブラウス、ショートパンツが望ましい。

両教室とも受講料はいただきません。年令、性別の制限もいたしません。

小鳥の捕獲と飼養に許可を

小鳥を愛がんや観賞の目的に捕獲し飼養するには、狩猟法によって許可を受けなければなりません。現在許可を受けないで捕獲または飼養している方は、なるべく早く許可申請をしてください。

なお、申請書は役場産業課に用意してありますので一羽について申請料百五十円と印鑑を持参のうえ産業課までおいでください。

許可を受けないで捕獲または飼養している場合は罰せられますのでご注意ください。